

環境行政の体制

1. 環境行政組織

令和3年4月現在

— 総務政策部 —

■ 総務課

- 庶務係
 - (1) 局、部、課の庶務
 - (2) 広報
 - (3) 局の予算及び決算
 - (4) 局内事務の連絡調整
 - (5) 環境保全基金
 - (6) 局内他課の所管に属しないこと

● 職員係

- (1) 労務
- (2) 安全及び衛生管理
- (3) 公傷
- (4) 局事業に係る事故の処理
- (5) 福利厚生

● 政策係

- (1) 環境政策
- (2) 北九州市環境基本条例（平成12年北九州市条例第71号）
- (3) 環境基本計画
- (4) 北九州市環境審議会
- (5) 市役所のエコオフィス推進

■ 環境学習課

● 環境学習係

- (1) 課の庶務
- (2) 環境学習及び環境教育
- (3) 環境学習施設間の連携
- (4) 環境政策の広報

● ESD推進係

- (1) エコライフ事業の推進
- (2) 市民活動の調整

— グリーン成長推進部 —

■ グリーン成長推進課

● グリーン成長政策係

- (1) 部、課の庶務
- (2) 地球温暖化対策に関する計画及び施策の統括
- (3) 脱炭素型の生活及び行動の普及啓発
- (4) 都市環境の脱炭素化に係る総合調整

● 水素戦略係

- (1) 水素社会づくり
- (2) その他グリーン成長の推進（他課及びグリーン成長政策係の所管に属するものを除く）

■ 再生可能エネルギー導入推進課

● 再生可能エネルギー導入企画係

- (1) 課の庶務
- (2) 再生可能エネルギーの導入及び普及
- (3) 総合的な新エネルギー及び省エネルギー政策

● 風力発電推進係

- (1) 風力発電の立地促進

■ 環境イノベーション支援課

● 企業支援係

- (1) 課の庶務
- (2) 脱炭素化イノベーションの推進
- (3) 環境産業の育成及び振興
- (4) 環境産業に関する調査及び企画
- (5) 北九州市エコタウンセンターの管理及び運営

— 環境国際部 —

■ 環境国際戦略課

● 企画調整係

● 事業化支援係

● 国際連携推進係

- (1) 課の庶務（企画調整係に限る）
- (2) アジア低炭素化センターの管理及び運営（企画調整係に限る）
- (3) 環境国際ビジネスの事業化に向けた支援（事業化支援係に限る）
- (4) 国際機関との連携（国際連携推進係に限る）
- (5) 環境国際協力の推進
- (6) 環境国際ビジネスの推進

— 環境監視部 —

■ 環境監視課

● 企画調整係

- (1) 部、課の庶務
- (2) 環境影響評価法（平成11年法律第81号）及び北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）
- (3) 公害防止協定及び環境保全協定の締結
- (4) 北九州地域公害防止計画
- (5) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）に係る届出の受理

● 大気騒音第一係

● 大気騒音第二係

- (1) 公害監視センターの管理
- (2) 大気環境の監視
- (3) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に係る届出の受理及び審査
- (4) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に係る届出の受理
- (5) 北九州市公害防止条例（昭和45年北九州市条例第19号）に係る届出（大気、騒音及び振動に関するものに限る）
- (6) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51

年法律第64号）に係る届出の受理及び審査

- (7) 騒音及び振動に係る環境の監視
- (8) 公害発生源の監視指導（水質及び土壌に関するものを除く）
- (9) 公害に関する苦情及び要望の処理（水質及び土壌に関するものを除く）
- (10) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）（大気騒音第二係に限る）

● 水質土壌係

- (1) 公共用水域、地下水及び土壌の環境の監視
- (2) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に係る届出の受理及び審査
- (3) 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）に係る許可等
- (4) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に係る届出の受理及び審査
- (5) 北九州市公害防止条例に係る届出（水質に関するものに限る）の受理及び審査
- (6) 公害発生源の監視指導（水質及び土壌に関するものに限る）
- (7) 公害に関する苦情及び要望の処理（水質及び土壌に関するものに限る）

● 自然共生係

- (1) 自然環境の保全

■ 産業廃棄物対策課

● 指導係

- (1) 課の庶務
- (2) 不法投棄防止対策
- (3) 産業廃棄物処理の監視指導
- (4) あき地等に繁茂する雑草の調査並びに除草の指導及び勧告
- (5) 雑草等の除去の委託

● 産業廃棄物対策係

- (1) 産業廃棄物処理業の許可
- (2) 産業廃棄物処理施設に係る許可
- (3) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に係る届出の受理及び許可
- (4) 行政処分（産業廃棄物及び使用済自動車の再資源化等に関するものに限る）
- (5) 産業廃棄物の適正処理の推進

— 循環社会推進部 —

■ 循環社会推進課

● 計画係

- (1) 部、課の庶務
- (2) 一般廃棄物の処理に関する基本計画

- 及び実施計画
- (3) 廃棄物の処理施設及び最終処分場の建設計画
- (4) 産業廃棄物の処理に関する計画
- (5) 事業系一般廃棄物の資源化計画及び減量化計画
- (6) 事業系一般廃棄物の減量化施策の推進
- 資源化推進係
 - (1) 一般廃棄物の資源化及び減量化
 - (2) 3R 活動の普及及び啓発
 - (3) 食品ロスに関する啓発及び減量化施策の推進
 - (4) 事業系一般廃棄物の適正処理及び適正排出の啓発及び指導
- 業務課
 - 業務第一係
 - (1) 課の庶務
 - (2) し尿の処理の業務計画及び実施指導
 - (3) し尿処理の委託並びに委託業者の指導及び監督
 - (4) 指定袋及び粗大ごみ納付券
 - (5) 一般廃棄物処理手数料の調定及び収納の総括
 - (6) 公衆便所の維持管理
 - (7) 北九州市環境整備協会
 - (8) 浄化槽の設置等の届出書の受理及び調整並びに浄化槽の設置補助事業
 - (9) 浄化槽清掃業の許可並びに業者の指導及び監督
 - (10) 浄化槽保守点検業者の登録並びに業者の指導及び監督
 - (11) 一般廃棄物処理業の許可並びに業者の指導及び監督
 - 業務第二係
 - (1) 一般廃棄物（し尿を除く。以下この項において同じ）の処理の業務計画及び実施指導
 - (2) 一般廃棄物の処理等の委託並びに委託業者の指導及び監督

- (3) 一般廃棄物の処理業務の改善
- まち美化推進係
 - (1) 道路及び河川の清掃
 - (2) 生活環境の清潔保持
 - (3) 北九州市環境衛生総連合会
- 施設課
 - 施設第一係
 - (1) 課の庶務
 - (2) 環境事務所その他の施設（他係の所管に属するものを除く）の建設及び管理の総括
 - (3) 公衆便所の建設（局の所管に係るものに限る）
 - (4) 廃棄物最終処分場の建設及び管理の総括
 - (5) 廃棄物の調査（局の所管に係るものに限る）
 - 施設第二係
 - (1) 一般廃棄物の中間処理に係る施設の建設及び管理の総括
 - (2) 一般廃棄物の中間処理の業務計画及び実施指導
 - (3) 一般廃棄物処理施設（浄化槽を除く）の設置に係る許可及び施設管理の技術指導
- 新門司工場
- 日明工場
- 皇后崎工場
 - (1) 工場の庶務
 - (2) 工場の維持管理
 - (3) 一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理費用の徴収
 - (4) 1 件 30 万円以下の自動車の修繕の契約及び検収
 - (5) 廃棄物の計量及び処理
 - (6) 焼却炉及びこれに付属する設備の維持管理
 - (7) 廃棄物の焼却処理
 - (8) その他工場の運営

— 環境センター —
 <新門司環境センター・日明環境センター・皇后崎環境センター>

- 副所長
 - 庶務係
 - (1) 所の庶務
 - (2) 一般廃棄物処理手数料の徴収
 - (3) 安全及び衛生管理
 - (4) 施設の維持管理
 - (5) 車両の維持管理
 - 地域環境第一係
 - 地域環境第二係
 - (1) 一般廃棄物処理委託業者、一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者の指導及び監督（他係の所管に属するものを除く）
 - (2) ごみ容器、便所等の改善の指導
 - (3) 一般廃棄物排出に係る市民指導
 - (4) その他廃棄物の処理
 - まち美化係
 - (1) 生活環境の清潔保持
 - (2) 廃棄物の不法投棄の取締り
 - (3) 環境事業協力団体との連絡調整
 - 資源化推進係
 - (1) 一般廃棄物の資源化及び減量化
 - (2) 環境教育等の啓発
 - 生活環境係
 - (1) 一般廃棄物処理委託業者の指導及び監督（家庭ごみの収集に関するものを除く）
 - (2) 雑草等の除去
 - (3) 海岸漂着物の監視
 - 廃棄物指導係
 - (1) 小規模事業所における事業系廃棄物の資源化及び減量化
 - (2) 廃棄物収集運搬業者及び産廃許可業者の指導及び監督
 - 特別収集係
 - (1) 高齢等によるごみ出し困難世帯に対する一般廃棄物の戸別収集等
 - (2) 小・中学校の牛乳パック等回収

付 属 機 関

■ 北九州市環境審議会

環境基本法第 44 条に基づき、環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、北九州市環境基本条例第 29 条に定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される、市長の諮問機関。

■ 北九州市環境影響評価審査会

北九州市環境影響評価条例第 30 条に定めるところにより、この条例の施行に関して、必要な技術的事項を調査審議する、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される、市長の諮問機関。

■ 北九州市公害健康被害認定審査会

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく、被認定者の認定更新及び障害等級に関する審査や、被認定者の死亡に伴う補償給付の支給に関する審査を実施する機関。

■ 北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく診療報酬に関する審査を実施する機関。

2. 施設概要

■施設分布図 (令和3年4月現在)

環境に関する施設は、3 環境センター、3 工場、1 処分場及び1 研究所などがあり、収集・運搬・処理・処分・分析を行っています。



響灘西地区廃棄物処分場



北九州市エコタウンセンター



響灘地区全景 (平成29年2月)



■施設一覧表

令和3年4月現在

	施設名称	所在地	電話番号
事務所	環境局	小倉北区城内1番1号	093-582-2173
	アジア低炭素化センター	八幡東区平野一丁目1番1号 (北九州市国際村交流センター)	093-662-4020
	新門司環境センター	門司区新門司三丁目78番地	093-481-7053
	日明環境センター	小倉北区西港町24番地	093-571-4481
	皇后崎環境センター	八幡西区夕原町2番10号	093-631-5337
ごみ処理施設	保健環境研究所	戸畑区新池一丁目2番1号	093-882-0333
	新門司工場	門司区新門司三丁目79番地	093-481-4727
	日明工場 (不燃粗大仮置場)	小倉北区西港町96番地の2 (同上)	093-581-7976 (同上)
	日明かんびん資源化センター	小倉北区西港町97番地の3	093-583-7200
	北九州市プラスチック資源化センター	小倉北区西港町86番13号	093-591-5346
し尿処理施設	皇后崎工場	八幡西区夕原町2番1号	093-642-6731
	本城かんびん資源化センター	八幡西区洞北町7番10号	093-693-8525
埋立地	西港し尿圧送所	小倉北区西港町24番地	093-561-8816
	皇后崎し尿投入所	八幡西区夕原町2番4号	093-641-8011
積替施設	響灘西地区廃棄物処分場	若松区響町三丁目地先	093-771-3991
その他	日明積出基地	小倉北区西港町97番地の3	093-581-9540
	環境ミュージアム	八幡東区東田二丁目2番6号	093-663-6751
	北九州市エコタウンセンター	若松区向洋町10番地20	093-752-2881
	響灘ビオトープ	若松区響町一丁目126番地1	093-751-2023



本城かんびん資源化センター



皇后崎環境センター



響灘ビオトープ



環境ミュージアム



アジア低炭素化センター



保健環境研究所



日明工場



日明かんびん資源化センター



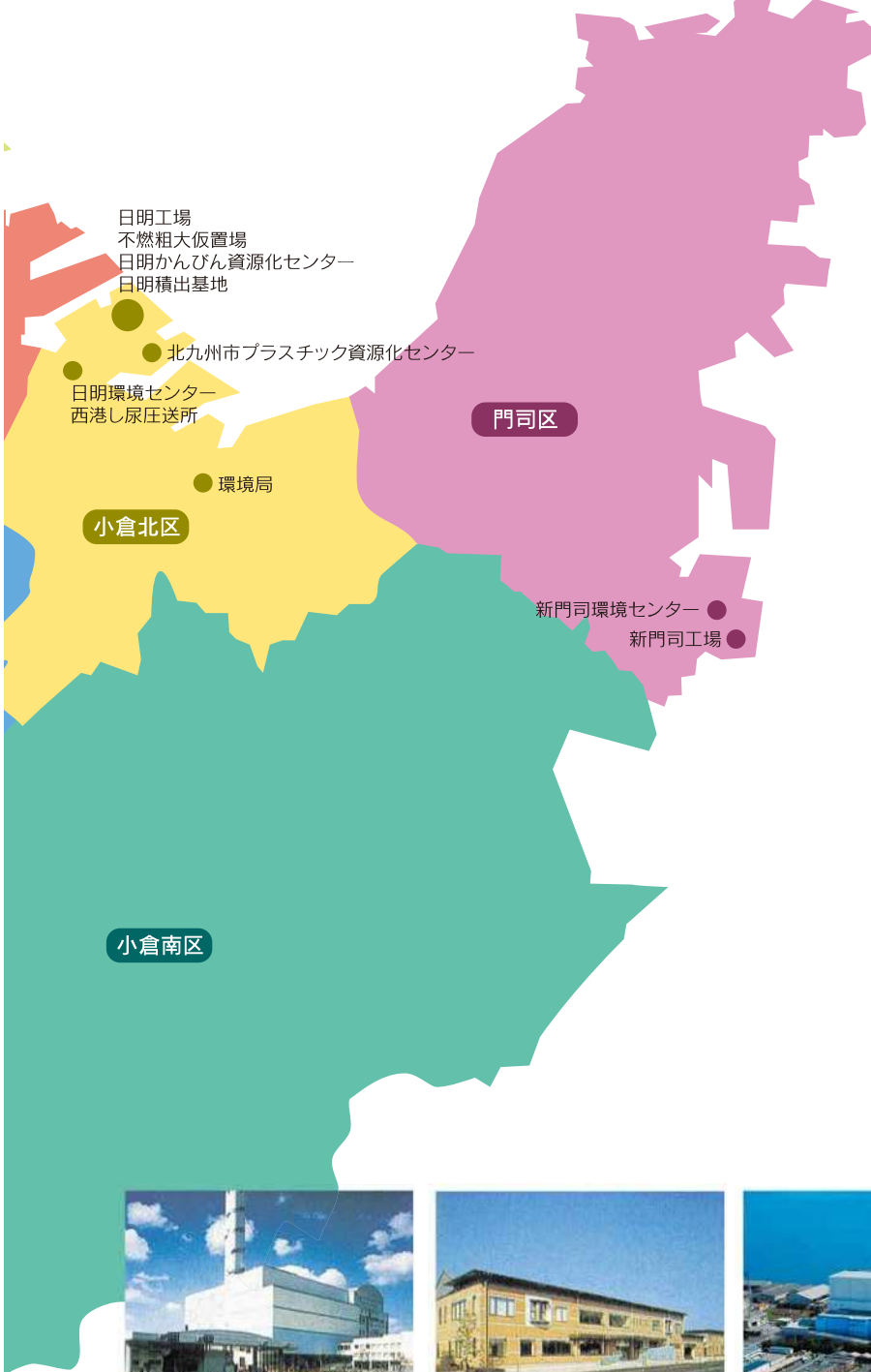
日明積出基地



日明環境センター



北九州市プラスチック資源化センター



皇后崎工場



新門司環境センター



新門司工場

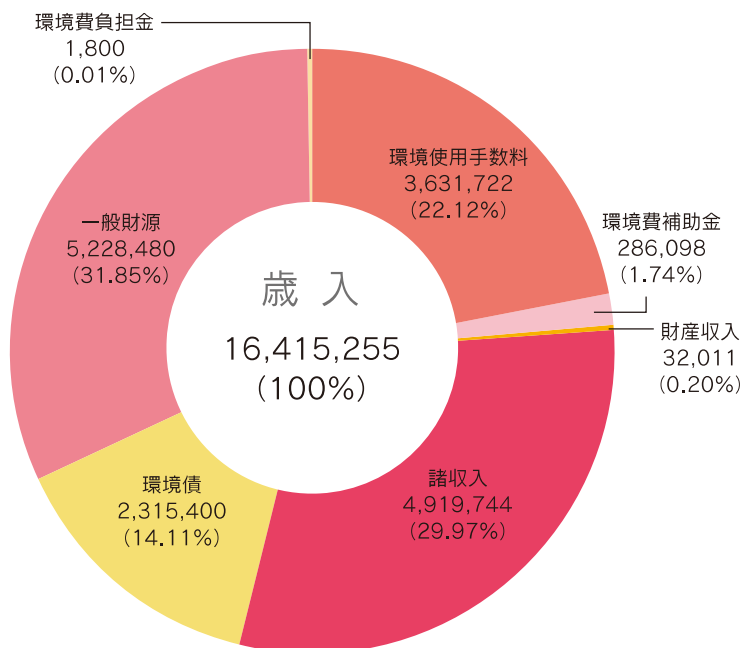


3. 予算

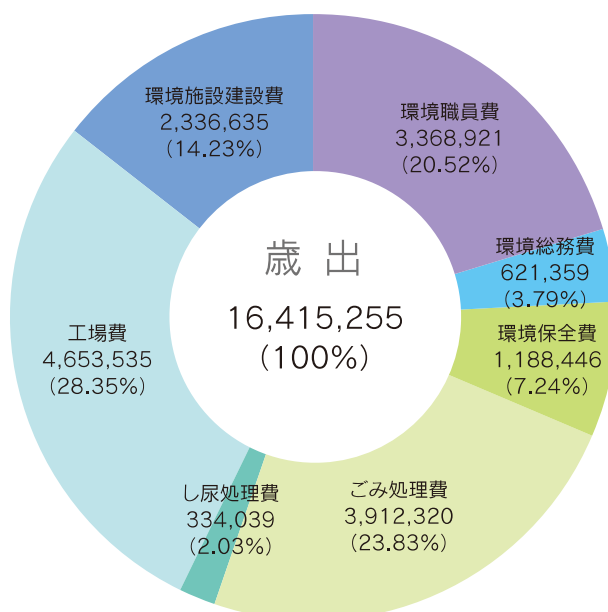
令和3年度当初予算額 (単位:千円)

一般会計

歳入



歳出



■直近 5 年間の予算の推移

◆歳入

(単位：千円)

年度	負担金	使用料及び手数料	国県補助金	財産収入	諸収入	市債	一般財源	一般会計の計	廃棄物発電特別会計	合計
H29	1,800	3,598,696	250,197	39,562	5,990,111	427,000	5,106,898	15,414,264	—	15,414,264
H30	1,800	3,652,450	210,189	58,983	5,149,328	479,000	4,990,330	14,542,083	—	14,542,083
R1	1,800	3,633,897	334,071	55,035	4,817,061	782,000	5,101,455	14,725,319	—	14,725,319
R2	1,800	3,564,117	951,342	54,612	5,300,729	2,190,800	4,670,794	16,734,194	—	16,734,194
R3	1,800	3,631,722	286,098	32,011	4,919,744	2,315,400	5,228,480	16,415,255	—	16,415,255

年度	負担金	使用料及び手数料	国県補助金	財産収入	諸収入	市債	一般財源	一般会計の計	廃棄物発電特別会計	合計
H29	0.01%	23.3%	1.6%	0.3%	38.9%	2.8%	33.1%	100.0%	—	100%
H30	0.01%	25.1%	1.5%	0.4%	35.4%	3.3%	34.3%	100.0%	—	100%
R1	0.01%	24.7%	2.3%	0.4%	32.7%	5.3%	34.6%	100.0%	—	100%
R2	0.01%	21.3%	5.7%	0.3%	31.7%	13.1%	28.0%	100%	—	100%
R3	0.01%	22.12%	1.74%	0.20%	29.97%	14.11%	31.85%	100%	—	100%

◆歳出

(単位：千円)

年度	職員費	環境総務費	環境保全費	保健環境研究所費	ごみ処理費	し尿処理費	工場費	環境施設建設費	雇用創造事業費	一般会計の計	廃棄物発電特別会計	合計
H29	4,021,113	682,381	1,714,369	139,740	3,822,442	388,184	4,184,930	461,105	—	15,414,264	—	15,414,264
H30	3,670,294	684,628	1,228,366	—	3,849,863	386,989	4,175,233	546,710	—	14,542,083	—	14,542,083
R1	3,569,913	703,806	1,071,308	—	3,892,196	374,178	4,209,300	904,618	—	14,725,319	—	14,725,319
R2	3,477,033	582,420	1,186,397	—	3,945,777	374,462	4,211,580	2,956,485	—	16,734,194	—	16,734,194
R3	3,368,921	621,359	1,188,446	—	3,912,320	334,039	4,653,535	2,336,635	—	16,734,194	—	16,734,194

年度	職員費	環境総務費	環境保全費	保健環境研究所費	ごみ処理費	し尿処理費	工場費	環境施設建設費	雇用創造事業費	一般会計の計	廃棄物発電特別会計	合計
H29	26.1%	4.4%	11.1%	0.9%	24.8%	2.5%	27.2%	3.0%		100%	—	100%
H30	25.2%	4.7%	8.4%	—	26.5%	2.7%	28.7%	3.8%		100%	—	100%
R1	24.2%	4.8%	7.3%	—	26.4%	2.5%	28.6%	6.1%		100%	—	100%
R2	20.8%	3.5%	7.1%	—	23.6%	2.2%	25.2%	17.7%		100%	—	100%
R3	20.52%	3.79%	7.24%	—	23.83%	2.03%	28.35%	14.23%		100%	—	100%

※保健環境研究所費については、平成 29 年度から保健福祉局に移管

4. 環境に関連する市の主な支援制度等

※ [] 内は本文の関連ページ

1. 市民、団体等を対象としたもの

(1) 古紙・古着のリサイクル [10 ページ]

- ・ 集団資源回収団体奨励金制度
古紙・古着回収を行う地域の市民団体に対し、回収量に応じて奨励金を交付。
- ・ まちづくり協議会地域調整奨励金制度
地域内での古紙回収促進のPRなどを継続して行うまちづくり協議会に対し、奨励金を交付。
- ・ 資源回収用保管庫貸与制度
資源回収を行う地域の市民団体等に対し、保管庫を貸与。

【担当：環境局循環社会推進課 ☎ 093-582-2187】

(2) 剪定枝のリサイクル [11 ページ]

町内会などの地域団体（概ね 100 世帯以上）が各家庭から集めた、剪定した枝・木の葉を市が回収。

【担当：環境局循環社会推進課 ☎ 093-582-2187】

(3) 廃食用油のリサイクル [11 ページ]

家庭から出た廃食用油の回収を行う町内会やまちづくり協議会に、回収ボックスを貸与。

【担当：環境局循環社会推進課 ☎ 093-582-2187】

(4) 打ち水活動

打ち水を実施する市民団体・事業者等に対し、桶・柄杓・貯水プール、打ち水音頭（CD-R）、法被等、道具を無料で貸与。

【担当：環境局グリーン成長推進課 ☎ 093-582-2286】

(5) 小型浄化槽の設置 [61 ページ]

小型浄化槽を設置する市民・事業所に対し、補助金を交付。

【担当：環境局業務課 ☎ 093-582-2180】

(6) 自然環境保全活動支援事業 [79 ページ]

自然環境に関する保全活動や普及啓発活動に取り組む市民団体等に対し、活動費用の一部を助成（1 団体あたり 10 万円以下）。

【担当：環境局環境監視課 ☎ 093-582-2239】

2 事業者を対象としたもの

(1) 燃料電池自動車（FCV）等導入補助事業 [37 ページ]

市内の法人が FCV 及び可搬型外部給電器を導入する際、費用の一部を補助。

【担当：環境局グリーン成長推進課 ☎ 093-582-2286】

(2) 次世代エネルギー設備導入促進事業 [42 ページ]

消費エネルギーの見える化に取組み、かつ省エネ設備を設置する市内の中小企業等に対し、補助対象経費の 1/3（上限 300 万円）を助成。

【担当：環境局再生可能エネルギー導入推進課 ☎ 093-582-2238】

(3) 環境産業融資制度 [43 ページ]

環境・エネルギーに関する設備投資を行う市内企業等に対し、必要な資金を融資。

【担当：環境局環境イノベーション支援課 ☎ 093-582-2630】

(4) 北九州エコプレミアム産業創造事業

市内生産の環境配慮型製品や環境負荷低減に寄与するサービスを選定し、市がPRを支援。

【担当：環境局環境イノベーション支援課 ☎ 093-582-2630】

(5) 環境未来技術開発助成事業 [41 ページ]

新規性・独自性に優れ実現性の高い環境技術の実証研究や社会システム研究等に、研究費用の一部を助成。

【担当：環境局環境イノベーション支援課 ☎ 093-582-2630】

※このほかにも、国や県等による支援制度もあります。

用語解説 (50 音順)

アイドリングストップ

信号待ち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させること。そうした行動を推奨する運動をさす概念としても用いられる。エネルギー使用量の削減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制を主たる目的としアイドリングストップ運動という場合もある。近年、自動車自体にアイドリングストップ機能が設けられたものもある。

赤 潮

海中の、ある種のプランクトンが一時的に増え、海水を変色させる現象をいいます。赤潮発生のメカニズムはいまだ完全には究明されていませんが、海水中の窒素、燐等の塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられています。

悪 臭

不快な臭いです。悪臭防止法では、アンモニア等 22 物質が規制の対象となっています。規制物質以外の悪臭による苦情も多いです。

アスベスト

「石綿」とも言われる繊維状の天然鉱物の総称で、その用途の約 9 割は建材です。アスベスト暴露による健康被害が問題になり、工場周辺（敷地境界）には、10 本/ℓ 以下という基準が設けられていますが、大気環境基準はありません。

暗騒音

特定の騒音を対象とする場合に、対象とする騒音がないときのその場所における騒音を、対象の騒音に対して暗騒音といいます。

いおう酸化物 (SOx)

重油などの燃料に含まれているいおう分が、燃焼して発生するガス。代表的なものは、二酸化いおう (SO₂: 亜硫酸ガス) と三酸化いおう (SO₃: 無水硫酸) があります。無色で刺激性が強く、呼吸器系統に悪影響を与えます。

一酸化炭素 (CO)

不完全燃焼によって生じるガスで、自動車の排ガス等にも含まれています。無色無臭、血液中のヘモグロビンと結合し酸素の供給機能を阻害し、中枢神経のマヒや酸欠症状を起こします。

上乘せ基準

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）又は水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）の規定に基づき、ばい煙又は排出水の排出の規制に関し、総理府令で定める全国一律の排出基準又は排水基準に代えて適用するものとして、地域の実情に応じて都道府県が条例で定めた、より厳しい排出基準又は排水基準。

液化天然ガス (LNG)

天然に産するガスを -160℃ に冷却して液化したものです。主成分はメタンであり、クリーンエネルギーとして使用されています。

エコアクション 21 (EA21)

環境省が策定したガイドラインに基づく、主に中小企業を対象にした環境経営認証・登録制度です。二酸化炭素・廃棄物などの削減に取り組み、その活動レポートを作成、公表することで、環境にやさしい経営の証明が得られる仕組みです。

エコドライブ

無駄なアイドリングや空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキをやめることなど、車を運転する上で容易に実施できる環境対策のこと。二酸化炭素 (CO₂) や排ガスの削減に有効であり、燃料節約による経費節約が可能となる。

エコプレミアム

「エコ」と「プレミアム」を組み合わせた造語で環境負荷が低いことを新しい付加価値として捉えた商品や技術、産業活動を指しています。

煙道排ガス測定

大気汚染物質の排出基準適合状況を把握するため、煙突等で、SOx、NOx、ばいじん、有害物質等を測定します。事業者には測定が義務づけられていて、市も定期的に、立入測定を行っています。

おでかけ交通

一定の人口が集積する公共交通空白地域において、地域住民がおでかけ時の交通手段を確保するため、地域住民と交通事業者と行政の三者が協働して、マイクロバスやジャンボタクシーを運行するものです。

主に高齢者の方々の買物や通院の際に利用されており、平成 12 年度に枝光地区で開始しました。



温室効果ガス

地球温暖化を引き起こす温室効果を有するガスの総称で、地球温暖化対策の推進に関する法律で二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）の7種類が温室効果ガスとして定義されている。

化学発光法

窒素酸化物の測定方法のひとつです。一酸化窒素（NO）をオゾンで酸化して二酸化窒素（NO₂）とすると、一部が励起状態（NO₂*）となり、基底状態に戻る際に光を放射する現象を用いています。

環境影響評価（環境アセスメント）

事業の実施等が環境に及ぼす影響の程度と範囲、その防止策等について事前に調査・予測・評価し、その結果を公表して市民などから意見を聴き、環境の保全に配慮した事業計画を作り上げていく制度。

環境基準

環境基本法第16条第1項及びダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定に基づき、『人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境上の条件』を、行政上の目標として具体的に設定した基準。

環境ホルモン

正式名称を内分泌かく乱化学物質といい、国は「内分泌系に影響を及ぼすことにより、生体に障害や有害な影響を引き起こす外因性の化学物質」と定義しています。

揮発性有機化合物（VOC）

大気中に排出され、又は飛散（揮散）した時に気体である有機化合物で、通常、VOC（Volatile Organic Compounds）と略します。代表的な物質としてはトルエン、キシレンなどがあり、塗料、接着剤、インキなどに溶剤として含まれていたり、ガソリンなどの液体燃料にも含まれています。浮遊粒子状物質（SPM）や光化学オキシダント（Ox）の生成の原因となる物質の一つです。

逆転層

気温が上層へいくほど高温になっている大気の上層を逆転層（温度逆転層）と呼びます。逆転層内では対流による混合が起きないため、非常に安定な状態となり、大気中に

放出された汚染物質は上方に拡散されず逆転層の上層で薄くたなびきます。

京都議定書

1997年（平成9年）12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議において採択されたもので、先進各国等の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値約束が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズム等の仕組みが合意されました。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

K 値規制

いおう酸化物排出量の規制方法のひとつで、施設ごとに煙突の高さに応じたいおう酸化物許容排出量を求める際に使用する定数をK値といいます。大気汚染防止法ではK値は地域ごとに定められ、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さく定められています。

健康項目

水質環境基準に係る項目のうち、人の健康の保護に関するもので、平成25年度末現在カドミウム等27項目が定められています。

光化学オキシダント（Ox）

大気中の窒素酸化物と炭化水素が太陽の紫外線により光化学反応を起こし、発生する酸化性物質の総称。日差しが強く、気温が高く、風が弱い日等に高濃度になりやすく、高濃度が続くと目やのど等の粘膜に刺激を与えます。

降下ばいじん

重力による自然沈降あるいは雨により沈降するばいじん又は粉じん、その他の不純物。

サイクル&ライド

自宅から最寄りの駅やバス停まで自転車を利用し、そこから鉄道やバスなどに乗車して目的地へ行く方法のことです。

酸性雨

雨は自然の状態でも空気中の二酸化炭素が溶け込んで酸性を示していますが、工場や自動車から出されたいおう

酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質も溶け込み、より酸性の強い雨に変化しています。通常、水素イオン濃度 (pH) が 5.6 以下の酸性の強い雨を酸性雨と呼んでいます。

酸素濃度換算

濃度規制の欠点である「うすめて排出する」ことを防止するため、排ガス中の残存酸素濃度を測定して、二次空気の混入量を算出し、換算した濃度で規制する方法。NO_x、ばいじんの規制に適用されます。

紫外線蛍光法

硫黄酸化物の測定方法のひとつ。紫外線を照射することによって生じる励起二酸化硫黄分子が発する蛍光を検出し、その強度から濃度を求めることができます。

時間帯補正等価騒音レベル (L_{den})

個々の航空機騒音の単発騒音曝露レベルに昼・夕・夜の時間帯補正を加えてエネルギー加算し、1 日の時間平均で航空機騒音の大きさを表す評価指標。単位は、db (デシベル) が用いられます。

平成 25 年 4 月に、環境基準が WECPNL から L_{den} に変更されました。

重金属

通常、比重 4 以上の金属をいい、約 60 元素が存在します。公害に関してよく問題となる重金属としては、水銀、セレン、鉛、カドミウム、クロム、マンガン、コバルト、ニッケル、銅、亜鉛、ビスマス、鉄等があります。

SPEED' 98

1998 年 5 月に国が環境ホルモン問題への対応方針を示した「環境ホルモン戦略計画」のことで、Strategic Programs on Environmental Endocrine Disruptors の頭文字に文書の作成年を添えたものです。

3R (スリーアール)

リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の頭文字をとった言葉で、循環型社会を構築するためのキーワード。

- ・リデュース (発生抑制)：必要のないものを買わないこと、使い捨てのもの等ごみになりそうなものを使用しないこと等を通じて、ごみの発生を抑制すること。
- ・リユース (再使用)：いらなくなったものを洗浄したり修理したりして、もう一度使うこと。例えば中古品を

購入する等して再び使用すること。

- ・リサイクル (再生利用)：いらなくなったものから利用できるものを取り出し、資源として利用すること。

生活環境項目

水質環境基準に係る項目のうち、生活環境の保全に関するもので、pH、BOD、COD、DO、SS、n-ヘキサン抽出物質、大腸菌群数、全窒素、全燐、亜鉛等の項目が定められています。

ゼロ・エミッション構想

市民生活や産業活動から出る廃棄物を他の産業分野の原材料として利用することにより、廃棄物をできる限りゼロにすることを目指す構想。

総量規制

環境基準を達成するための容量以内で、その地域にある工場等の排出源に排出量を割り当て、工場等を単位として規制することです。

現在、大気汚染防止法 (いおう酸化物) と水質汚濁防止法 (COD、窒素含有量、りん含有量) に基づく総量規制があります。

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン (PCDDs)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDFs)、コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) の 3 種の化学物質群の総称で、主として物質の燃焼で発生する有害物質です。

建築環境総合性能評価システム (CASBEE)

省エネや省資源・リサイクル性能といった環境負荷削減の側面はもとより室内の快適性や景観への配慮といった環境品質・性能の向上といった側面も含めた建築物の環境性能を総合的に評価するシステムです。

窒素酸化物

物質の燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、主として一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) の形で大気中に存在します。

光化学オキシダント (Ox) の原因物質の一つです。発生源は、工場、ビル、自動車など多種多様です。

長期的評価

大気汚染に係る環境基準の適否の評価方法。二酸化い



おう、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素については年間にわたる日平均値の2%除外値で、二酸化窒素については年間にわたる日平均値の98%値で、微小粒子状物質については年平均値及び年間にわたる日平均値の98%値で評価を行います。

デシベル (dB)

音の強さを表す単位で、耳に感じる最小限の音圧(20 μ Pa)を基準値として、それとの比を対数で表したものです。

デポジットゲージ

直径30cmの大型捕集漏斗と30ℓの貯水槽からできている降下ばいじん捕集器。捕集期間は1カ月です。

テレメータシステム

遠隔計測器。計測値を遠距離の所に伝送し、データを集中管理する常時監視の仕組みです。本市では、19カ所の測定局及び2気象観測所と公害監視センターを結ぶ大気汚染常時監視システムで活用しています。

等価騒音レベル (L_{Aeq})

一定時間に発生した騒音レベルを騒音のエネルギー値に換算して、時間平均したものの。

騒音の発生頻度や継続時間を含めた評価が可能であり、平成11年4月施行の騒音に係る環境基準に採用されています。単位は、dB(デシベル)が用いられます。

毒性等量 (TEQ)

ダイオキシン類にはさまざまな異性体が含まれており、これらの異性体の毒性の強さはそれぞれ異なります。そこで、ダイオキシン類の濃度は、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に相当する量に換算して表します。この量を毒性等量(TEQ)といいます。

生ごみのコンポスト化

生ごみ等の有機物を微生物等の力を使って分解し、植物に利用できる生成物(堆肥)にすることです。

熱しゃく減量

ごみを焼却した結果として残る焼却残さ中の未燃物量を重量(%)で表したもので、焼却残さの質が分かります。熱しゃく減量の少ないものほど、良好な燃焼が行われていることを表します。

ることを表します。

乗合い送迎バス

複数の企業とバス事業者が協力して運行し、一般客の利用も可能な乗合いバスのことです。

バイオマス

生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で「再生可能な、生物由来の有機資源で化石資源を除いたもの」。代表的なものに、トウモロコシやイモ、木くず、もみから、生ごみなどがあります。

パーク&ライド

主に通勤時に自宅から最寄の鉄道駅やバス停まで自家用車を使い、そこから鉄道やバスを利用して、都心や街なかの勤務先に行く方法のことです。

都市部等の交通渋滞の緩和につながる、環境にもやさしい移動方法です。

バリアフリー

もともとは建築用語で「バリア(障壁)をフリー(のぞく)」つまり障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味します。建物内や道路等の段差など、物理的な障壁の除去と言う意味合いから、最近ではより広い意味で用いられてきています。

パリ協定

2015年(平成27年)11-12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議において採択された新たな国際枠組みです。京都議定書に代わる2020年以降の温室効果ガス排出削減のため、歴史上はじめてすべての国が参加したもので、平均気温上昇を産業革命前から2℃より十分低く保ち、1.5℃以下に抑える努力を追及することを目的としています。

微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する粒子状物質のなかで、粒径2.5 μ m以下のものです。浮遊粒子状物質(SPM)より粒径が小さく、健康に一定の影響を及ぼすとの知見があることから、中央環境審議会による答申を踏まえ、平成21年9月に環境基準が定められました。

ビルジ

船舶の機関から漏出する燃料油や潤滑油を含む廃水です。

ヒートアイランド現象

地表面の人工化（建物、舗装等）やエネルギー消費に伴う人工排熱の増加により、都心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象のことをいいます。

富栄養化

人口や産業の集中に伴い陸域から河川等を通じ窒素、磷等の栄養塩類が多く流入すること。富栄養化に伴い藻類等の生物生産が盛んになりますが、閉鎖性水域では、過剰な流入により異常繁茂につながります。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質（固体のほか液体も含む）であって、その粒径が $10\ \mu\text{m}$ 以下のものです。

ベータ線吸収法

ベータ線吸収法は、ベータ線を物質に照射した場合、その物質の質量に比例してベータ線の吸収量が増加することを利用した質量測定法です。ろ紙上に捕集した SPM や PM 2.5 にベータ線を照射し、透過ベータ線強度を測定することによって、その質量を知ることができます。

モータリゼーション

モータリゼーション（motorization）とは、自動車が大衆に広く普及し、生活必需品化する現象を表し、「動力化」「自動車化」を意味します。狭義では、「自家用乗用車の普及」という意味で使われることが多くあります。

モビリティ・マネジメント

一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向に、自発的に変化することを促すコミュニケーションを中心とした交通政策のことです。例えば、公共交通の時刻表や路線図などのわかりやすい情報を提供し、過度な自家用車の利用から環境にやさしい乗り物である公共交通への利用転換を図ります。

有害大気汚染物質

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で、いおう酸化物、窒素酸化物等のばい煙及びアスベスト等の特定粉じんを除く物質です。

要監視項目

水質汚濁に係る環境基準項目ではありませんが、将来、

環境基準項目への移行を前提として、平成 25 年度末現在クロロホルム等 26 項目が選定されています。

レンタサイクル

レンタサイクル（Rent-a-cycle）とは、観光、行楽、通勤、通学、商用などの目的のために自転車を貸し出す事業をさします。近年では都市部における交通渋滞や放置自転車といった都市問題への対応策の一つとして、一台の自転車を複数の人が通勤・通学や、営業などに使われることを想定した「都市型レンタサイクル」が広まってきています。

75%値

水質汚濁に係る環境基準の適否の評価方法。調査期間内の日間平均値の全データをその値の小さなものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータをもって 75%値とします。BOD 又は COD では、この値で環境基準の適否を判定します。

（アルファベット順）

BOD（Biochemical Oxygen Demand 生物化学的酸素要求量）

水中の有機物（汚濁物質）が好気性微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の消費量をいい、 mg/ℓ で表わします。数値が高いほど汚濁がひどいです。

COD（Chemical Oxygen Demand 化学的酸素要求量）

水中の汚濁物質を酸化剤で酸化するとき消費される酸素量で、 mg/ℓ で表します。数値が高いほど汚濁がひどいです。

DO（Dissolved Oxygen 溶存酸素量）

水中に溶解している酸素のことをいいます。純水中における 20°C 1 気圧のもとでの飽和溶存酸素量は約 $9\text{mg}/\ell$ です。魚には最低 $5\text{mg}/\ell$ が必要です。

MPN（Most Probable Number 最確数）

大腸菌群の総数を示すもので、確率モデルに従った試験方法によって得られる数値で、この数値が大きいくほど水の汚染度が高い傾向にあることを示します。普通、試料 $100\text{m}\ell$ 中の数を示します。

m^3_{N} （ノルマル立方メートル）

気体において、摂氏零度、圧力 1 気圧の状態に換算し



たときの容量を立方メートルで表わす単位。

ND (Not Detected)

測定方法の検出限界を下回ること。

pH (水素イオン濃度指数)

酸、アルカリを示す指標。7.0 が中性。これより小さい数値は酸性、大きい数値はアルカリ性を示します。

ppb (Parts Per Billion)

容積比や重量比を表す単位で、1ppb は 10 億分の 1 を表します。

ppm (Parts Per Million)

容積比や重量比を表す単位で、1ppm は 100 万分の 1 を表します。

ppmC (Parts Per Million Carbon)

炭素原子数を基準とした百万分率。例えば、プロパン (C_3H_8) の場合 1ppm が 3ppmC となります。昭和 51 年 8 月の中央公害対策審議会の答申により、光化学オキシダント濃度が 1 時間値 0.06ppm (環境基準) 以下となる非メタン炭化水素の午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値は、0.20 ~ 0.31ppmC 以下との指針値が示されています。

PPP (Polluter Pays Principle)

環境の汚染対策に要する費用は、汚染者（発生源者）が自ら負担するという原則。

SS (Suspended Solids 浮遊物質)

水中に懸濁し、水を汚濁させている物質。

SDGs (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標)

地球規模の課題に対応するため、2015 年の「国連持続可能な開発サミット」で、193 の全ての国連加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中に盛り込まれた 2030 年の世界目標。「誰一人取り残さない」を理念とし、健康・福祉、経済、気候変動などの 17 分野に亘る多彩な目標と 169 のターゲットが掲げられており、今後、社会・経済・環境上の様々な課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組んでいくための、最も重要なキーワード、新たなものさしとなる。